

～ 寄附金を受領される法人又は団体の皆様へ～

個人県民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

寄附金税額控除制度について

平成20年度に地方税法の一部が改正され、所得税の控除対象寄附金のうち、都道府県又は市町村が条例で定めるものを個人住民税の税額控除の対象とすることができるようになりました。

このため、本県では、住民の福祉の増進を図る観点から、税額控除対象寄附金の拡大に係る山梨県県税条例等の改正を行いました。(個人市町村民税に係る寄附金税額控除については各市町村にお問い合わせください)

この改正により、本県では、山梨県県税条例施行規則で指定する法人又は団体に個人が寄附を行った場合、従来の所得税に加えて、寄附者の個人県民税の一定額が税額から控除される制度(平成23年1月1日以降に支出された寄附金から適用)を新たに創設しました。

(制度の詳細については県税務課のホームページをご覧ください)

ホームページアドレス <http://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/kihukinzeigakukoujo.html>

なお、山梨県における対象は、所得税の寄附金控除対象(独立行政法人、公益社団(財団)法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等)のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体及び知事又は教育委員会が所管する認定特定公益信託に加え、県内に従たる事務所等を有し、かつ県内で活動を行っていることが確実である法人又は団体となります。

県に対する手続きについて

所得税の寄附金控除対象のうち、県内に主たる事務所等を有する法人又は団体及び知事又は教育委員会が所管する認定特定公益信託につきましては、特に手続き(指定の申請など)は必要ありません。

一方、県外に主たる事務所を有する法人又は団体につきましては、「個人県民税寄附金税額控除法人等指定申請書」に必要な書類を添付して申請手続きをしていただく必要があります。

また、毎事業年度終了後の報告と、県税条例施行規則で定められた事項の変更についての届出も必要となります。

皆様に御協力いただく事務について

(1) 寄附をされた個人の方への周知について

寄附をされた個人の方に、ホームページ上のチラシ「寄附をされた方へ」を交付するなどして、制度の周知をお願いします。

(2) 寄附金を受領した場合の寄附金受領証明書の交付について

寄附金を受領した場合、寄附者への寄附金受領証明書(別添 参照)の交付をお願いします。

(3) 寄附者名簿の作成及び送付について

県内に住所を有する個人の方から寄附金を受領した場合は、寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧(別添 参照)(以下「寄附者名簿」といいます。)を暦年ごとに県内の市町村別に作成してください。

作成した寄附者名簿は、各市町村の住民税担当課に寄附金を受領した年の翌年3月15日までに送付していただけますようお願いいたします。(県へ送付する必要はありません)

(注) 寄附者名簿の市町村への送付は法令において定められているものではありませんが、寄附をされた方の個人住民税から寄附金税額控除を円滑に行うために必要ですので御協力をお願いします。

<お問い合わせ先>

山梨県総務部税務課企画担当

電話：055-223-1386